

議案第 23 号

**東近江市指定居宅介護支援等の指定並びに指定居宅介護支援
等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定に
ついて**

東近江市指定居宅介護支援等の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運
営に関する基準を定める条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 2 月 28 日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市指定居宅介護支援等の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号、第79条第2項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、東近江市指定居宅介護支援等の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の定めるところによる。

(指定居宅介護支援事業者の資格)

第3条 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

2 前項に規定する法人の役員等は、東近江市暴力団排除条例（平成23年東近江市条例第30号）第2条第2号に規定する暴力団員であってはならない。

(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準)

第4条 法第81条第1項及び第2項の条例で定める基準は、以下の各号に定めるもののほか、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「省令」という。）に定めるところによる。

- (1) 省令第29条第2項各号において定める記録の保存期間 サービス提供の完了の日から5年間
- (2) 人権擁護と虐待防止に関する取組 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し研修の機会を確保するものとする。
- (3) 非常災害時における業務継続のための体制構築 指定居宅介護支援事業者は、非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、他の指定居宅介護支援事業者等との連携及び協力を行う体制を構築するよう努めるものとする。

(基準該当居宅介護支援に関する基準)

第5条 法第47条第1項第1号の基準該当居宅介護支援に関する基準については、前条各号に定めるもののほか、省令第5章に定めるところによる。

附 則

この条例は平成30年4月1日から施行する。